

労務管理講習会

働き方改革関連法 改めてチェック

～あなたの会社の労務管理、就業規則は大丈夫ですか!!～

2019年より政府が進めてきた働き方改革により、労働基準法を始めとする労働関係法令が改正され、時間外労働の上限規制（36協定の見直し）、割増賃金率の引上げ、年次有給休暇の取得義務化、産業医・産業保健機能の強化等がされ、それに伴い就業規則の見直しなどが必要になります。法改正に基づく対応ができているか、もう一度チェックしてみませんか。元労働基準監督官が解説します。

日時	令和4年12月15日(木) 14:00～16:30 開場・受付開始 13:30
場所	一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 時間外労働の上限規制、36協定の見直し・ 職場にあった労働時間制度の選択（変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制、高度プロフェッショナル制度など）・ 中小企業の月60時間を超える残業の割増率引上げ（2023年4月1日）・ 年次有給休暇の取得義務化・ 産業医の活動環境の整備、必要な情報の産業医への提供・ 就業規則の見直し
講師	田原 さえ子 氏 （特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督署長）
参加費	会員 4,000円 会員以外 6,000円（消費税・資料代含む） 次の口座に12月8日(木)までにお振り込みください。 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 お申込み後の取り消しは12月8日までをお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
申込方法 申込先	定員24名 裏面申込書にご記入のうえ、12月8日までにFAXでお申し込みください。受講番号を付して返信いたしますので、当日受付に提出してください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町19-19 ソフィアハウス2C号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721
その他	この講習は、渋谷、三田、大田、品川、新宿労働基準協会の共催により開催し、幹事は三田労働基準協会です。

